

覺書

萬節汽船株式會社後業員労働會議公同調停官蘇旋三依り左記条件ヲ以テ  
円満解決スルニ就テ茲ニ覺書ニ通シ作成シ當時者及方調停者各一通  
之ヲ保持スルモノトス

記

- 一、昭和三年八月十一日附可當時者同覺書ハ將來世効トスルコト
- 一、会社以テ後業員ニ對シ勸導ヲ當其他トシ金三千四百五十円ヲ支給スルコト
- 一、会社後業員又会社ノ勤務規定ニ違反セザル限リ故チ解雇スルコト
- 一、後業員待遇就テ兩當時者ノ同意ニ依リ條件付付スルコト但シ東京通運  
会社ノ給與存テ在下セシメザルコト
- 一、会社後業員他ノ航路ニ轉勤セズ
- 一、將來退職手當制度ノ制定ニ就テハ社會ノ同意ニ任スルコト

昭和五年九月十三日 萬節汽船株式會社

木村 弘 藏  
見 日 榮

立会人 当地 寛 実

萬節汽船株式會社  
後業員代表

山田 光次郎  
田邊 熊二郎  
新見 鎌吉  
太田 白次郎  
白倉 鐵五郎  
調停者  
藤沢 慶太郎